

環 管 - 5 1 7

平成 25 年 8 月 12 日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(仮称) 大潟村風力発電所新設事業環境影響評価方法書に
対する意見について

電気事業法第 46 条の 7 第 1 項に規定する環境影響評価法第 10 条第 1 項の規定に
基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

対象事業実施区域が位置する八郎潟干拓地と周辺の八郎湖調整池は、天然記念物
であるマガン、ヒシケイ等のガン類が渡りの時期に集結する場所であり、「東アジ
ア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク」にも登録されるなど、
国際的にも非常に重要な鳥類の生息地である。

本事業がこの地域を利用する鳥類に著しい影響を与えるおそれがあることを念
頭に置いて、入念な現地調査に基づく適切な予測及び評価を実施するとともに、環
境保全措置の検討に当たっては、必要に応じて対象事業実施区域の位置等事業計画
の見直しを行うなど、環境影響評価の実施に万全を期すこと。

2 個別的事項

(1) 大気環境、水環境及びその他の環境

- ① 対象事業実施区域東側の東部承水路の対岸沿いには、住居等が存在しており、
大気質、騒音及び超低周波音、振動、風車の影等の影響が生じるおそれがあるこ
とから、調査、予測及び評価すること。
- ② 対象事業実施区域周辺の農地における農作業に対する騒音及び超低周波音、
振動及び風車の影の影響について、予測及び評価すること。
- ③ 風力発電設備の稼働に伴う騒音及び超低周波音の調査期間について、年間の状
況を正確に把握する必要があることから、季節ごとに 1 週間程度の調査期間を設
定すること。

④ 八朗湖及び中央幹線排水路等における水の濁りの影響を受けるおそれがある地点について、現地調査及び文献調査を行った上で、予測及び評価すること。

また、予測地点を沈砂池の排水口としているが、排出先水域における影響についても予測及び評価すること。

なお、対象事業実施区域内には大潟村の水道取水施設があることから十分留意すること。

⑤ 風力発電設備の基礎を設置する際には、杭の打設により、リン含有地下水が湧出するおそれがあることから、その影響を調査、予測及び評価すること。

⑥ 対象事業実施区域周辺の道路においては、風車の影が走行車両に及ぼす影響について予測及び評価すること。

(2) 動物、植物及び生態系

① 造成等の施工による一時的な影響を要因とする動物、植物及び生態系への影響について、環境影響評価項目として選定すること。

② 大潟村は渡り鳥の重要な中継地であり、特に2月下旬から4月上旬にかけての北帰行の時期には、20万羽以上のガン類が集結する場所である。対象事業実施区域は、渡り鳥のねぐらである八郎湖調整池と餌場として利用されている水田を分断する形で計画されており、多数の鳥類がねぐらと餌場を行き来する際に、高頻度でのバードストライクの発生が懸念されることから、事業計画の具体化に当たっては、風力発電設備の配置等の見直しを含めて、慎重な検討を行うこと。

③ 八郎潟干拓地は、環境省レッドリストで絶滅危惧 IB 類にランクされているチュウヒの国内最大級の繁殖地である。対象事業実施区域の位置する中央幹線排水路沿いのヨシ原は本種の重要な営巣環境であり、事業の実施により営巣環境の消失やバードストライクの発生が懸念されることから、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年環境省）を参考に、2営巣期を含む複数年にわたる現地調査を実施すること。

④ 鳥類の現地調査の回数や頻度については、既存文献等の調査や専門家等へのヒアリングを十分に行い、日によって変化の大きい渡りの時期の生息状況等を不足なく把握できるように設定すること。また、建設予定地が大潟村を縦断しており、渡り鳥の飛翔は広範囲に及ぶことが予想されるので、飛翔個体の見落としのないよう、調査員を適切に配置して全体を把握すること。

⑤ 風力発電設備の間を結ぶ送電線設備は、コンクリート柱による架空送電線が計画されており、鳥類の飛翔行動に影響を及ぼす可能性がある。風力発電設備本体だけでなく送電線設備の存在についても、予測及び評価の対象とすること。

⑥ 工事に伴う濁水及び地下水に含まれるリンによる水生植物への影響が懸念されることから、調査を行い、現況を把握し、予測及び評価すること。

(3) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

- ① 景観の調査について、対象事業実施区域の直近に位置する男鹿市払戸や八郎潟町の住宅地等についても調査地点に加え、日常的な生活環境からの景観についても予測及び評価すること。
- ② 主要な眺望点に、日本一低い山として大潟村が観光地として紹介している「大潟富士」を追加すること。
- ③ 対象事業実施区域及びその周辺には、桜の時期には多くの人を訪れる「桜並木と菜の花ロード」や、渡り鳥として飛来するガン類等を観察するバードウォッチング、承水路における魚釣りなど、様々な人と自然とのふれあいの活動の場が存在することから、環境影響評価項目として選定すること。

